

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

海外の親会社に対して配当を支払う場合の源泉徴収

Q 当社はシンガポールに親会社がある日本の子会社ですが、今回親会社に対して配当を支払う事となりましたが、この場合、源泉税を控除する必要があるのでしょうか？また租税条約を確認する必要がありますか？

解説

内国法人が外国法人等に対して配当を支払う場合は**源泉徴収をしなければなりません**。ただし、課税方法については各国により異なっているので租税条約を確認する必要があります。

1. 日本の国内法の取扱い

基本的に、外国法人や非居住者に対して配当の支払いをする者は**20.42%の源泉徴収**が必要となります。

2. 租税条約による取扱い

租税条約の多くは配当に関して限度税率を規定し、**一般的には10~15%**が多いです。また、**親子間の配当の場合**、出資比率や保有期間など一定の条件を満たせば**0~10%**とさらに低い税率の優遇を受けられる場合もあります。シンガポールの場合は、日本から配当を送金する場合、親子間だと5%、一般の場合だと15%となります。

その他の国との限度税率は下記となっています。(日本から外国へ配当する場合)

配当送金先	親子間の配当	それ以外の配当	配当送金先	親子間の配当	それ以外の配当
アメリカ	0~5%	10%	スイス	0~5%	10%
中国	10%		ドイツ	10%	15%
韓国	5%	15%	香港	5%	10%

3. 軽減・免除を受けるための手続き

租税条約上の限度税率を適用する場合には、「**租税条約に関する届出書**[配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除]」(様式1)を、実際に送金する前に源泉徴収義務者を經由して**所轄税務署長に提出する必要があります**。

要するに…

海外の親法人に配当する場合、なにもしないと日本の国内法が適用され、20.42%の源泉徴収がされてしまいます。しかし、各国との租税条約では通常、配当に対する限度税率が規定されています。日本と配当を送付する先の国との租税条約を調べ、適用を受けられるようならば、**実際に配当を支払う前に**日本側で届出書を作成して、所轄の税務署に提出するようにしましょう。